

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和4年1月20日(木)
9時30分開会 10時18分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美(欠席)、中河つる子、鈴木孝寿、
佐藤幸一、西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、
高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
町長・阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦
総務課長補佐兼財政係長：佐藤弘基
保健福祉課長：佐藤秀美、同課長補佐：石川 淳、同主幹：下保哲也
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
 - ・清水町個別施設計画及び清水町公共施設等総合管理計画について
 - ・臨時会の議案について
 - ・新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)について(2) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ・議会費に係る新年度予算について
 - ・令和3年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて(3) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 町長からの申出事項について

- ・ 清水町個別施設計画及び清水町公共施設等総合管理計画について
- ・ 臨時会の議案について
- ・ 新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）について

桜井議長：おはようございます。ただいまから全員協議会を始めさせていただきます。

オミクロン株が急拡大しているような状況の中で、我々の今後についても、いろんな活動の中で影響があるというふうに感じているところであるが、全員協議会ということで、お手元に配付のと通りの議件で本日もさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

本日、山下議員から欠席の報告をいただいているので御報告する。

それでは、町長のほうから御挨拶をお願いします。

町長：皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。私から3件について申出事項として説明をさせていただくのでよろしく願いたいと思う。

1件目については、個別施設計画並びに公共施設等総合管理計画の改正案がまとまったので、それらについて説明をさせていただく。

2点目については、1月25日開会予定の臨時会の議案等について、後ほど副町長のほうから概要を説明させていただく。

3点目については、新型コロナウイルスワクチンの追加接種、3回目の接種についての実施計画案がまとまったので、具体的には2月1日から始めるが、その概要について、皆様に説明をさせていただくので、よろしく願います。

桜井議長：それでは、議件に早速入りたいというふうに思う。

まず、町長からの申出事項、今御説明あったが、まず清水町個別施設計画及び清水町公共施設等総合管理計画について、執行部から説明を頂きたいと思う。

総務課長：おはようございます。総務課の神谷である。よろしく願います。本日は貴重なお時間を頂き、個別施設計画案並びに公共施設等総合管理計画改定案の概要について御説明する機会を頂き、大変ありがとうございます。早速お配りしている個別施設計画案並びに公共施設等、座って説明させていただく。個別施設計画案並びに公共施設等総合管理計画改定案の概要について御説明申し上げます。

私のほうからは、前段で計画策定に係る経過を御説明申し上げ、計画の概要については担当する課長補佐の佐藤より御説明申し上げますので、よろしく願います。

まず、個別管理計画である。個別施設計画については、国のインフラ長寿命化基本計画を踏まえ、令和3年度までに計画を策定するよう国から要請されている

ものである。

本町においては、平成 29 年 3 月に清水町公共施設等総合管理計画を策定していることから、これを踏まえ、今回個別施設計画の策定を進めてきたところである。

次に、公共施設等総合管理計画については、公共施設等の老朽化対策や厳しい財政状況、さらに人口減少等により公共施設等の利用需要が変化したことなどの課題から、公共施設等の全体の状況把握、そして、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの計画的な実施、そして財政負担の軽減、平準化を目的に、国から総合管理計画の策定が要請されており、先ほど御説明いたしたが、平成 29 年 3 月に、清水町公共施設等総合管理計画を策定したところである。

今回、国の指針の改定に伴う見直しについて要請されているとともに、本町の個別施設計画策定を行ったことから本計画を改定するものである。

以上、私のほうから、計画策定に係る経過の説明とさせていただく。引き続き、計画の概要については、課長補佐の佐藤のほうから説明を申し上げたいと思うので、よろしく願います。

総務課長補佐兼財政係長：総務課長補佐の佐藤である。よろしく願います。失礼する。

それでは、私のほうから個別施設計画策定と公共施設等総合管理計画の改訂について、計画案について、平成 4 年 2 月の広報にてパブリックコメントを実施するに当たり、今回、計画概要について御説明させていただく。

それでは、まず個別施設計画策定の背景と目的についてである。お配りしている個別施設計画案の 2 ページからの記載になっているが、本計画の策定の背景として、全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしている。本町においても、人口急増期に当たる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してまいった。

現在、これらが建築後の 40 年から 50 年余りが経過して老朽化が進行しているという状況になっている。これら施設の老朽化に伴い、住民が安心安全に公共施設サービスを受けることに支障を来すことが懸念されている状況である。

今後、これらの施設が大規模な修繕や建て替えなどの更新時期を迎えていくことになるが、生産人口の減少による税収の減少や、高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより、厳しい財政見通しが考えられることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっていく。

また、国においても、インフラ長寿命化基本計画を定め、インフラを管理、所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や、施設ごとの個別施設計画の策定を要請してきているところである。

このことから、本町における公共施設等の適正配置や、効果的、効率的な運営の方向性を示すべく、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、施設ごとの取組方針等を示す計画として本計画を策定するものである。

なお、後ほど、公共施設等総合管理計画の改定案でも御説明いたしますが、本

計画は平成 29 年 3 月に策定している清水町公共施設等総合管理計画を踏まえたものとなっている。

次に、計画期間についてであるが、まちづくりの最上位である第 6 期清水町総合計画の期間に合わせ、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としている。今後、上位関連計画や社会経済情勢の変化などに応じて見直しを行っていく。

次に、10 ページからの記載で、本町の施設更新の基本方針ということで、第 6 期清水町総合計画にある町の将来像の実現に向けて、公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえ、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、統廃合、規模縮小の推進による施設保有量の適正化を図ってまいる。

既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕、改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ることとしている。

以上の基本方針に基づき、今後の施設更新方針として、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設については、建物の安全性が確保されているか否かが重要であるので、必要に応じて耐震診断などを実施してまいる。耐震性が認められた施設については、大規模改修の実施など施設の継続活用を検討してまいる。耐震性を有していない施設については、他施設との複合化であるとか、統合廃止、規模縮小などを検討してまいる。

新耐震基準に適合した昭和 57 年以降に建築された施設は、建築後おおむね 30 年が経過しており、大規模改修の時期となってきている。利用者の多い施設を中心に劣化状況を調査して、調査結果を踏まえて大規模改修の実施等を検討してまいる。

15 ページからについては、個別施設計画の対象施設の一覧となっている。各施設を管理している担当課と協議して、149 の施設を個別施設計画の対象とし、21 ページ以降の資産分類ごとの方針で、施設別状況であるとか、再取得長寿命化コストの試算、施設の方向性・対策などを記載している。

これらのものを基に、飛んで 55 ページのほうに、これらの施設についてのご説明した 20 ページ以降の方針を実施した場合の財政効果シミュレーションというものを作成し、上の表になるが、令和 12 年度までに耐用年数経過施設を建て替えによる単純更新費用という形で試算を出している。

下の表については、20 ページ以降の方針を実施した場合の費用を試算している。上の表、下の表で一番右のほうであるが、一番右に上の表と下の表の差額というものがあるが、その差額が削減額として算出しているという形になっている。

次に、57 ページからの記載になるが、57 ページからは、第 2 章という形で章立てをさせていただいている。こちらについては、保育所などの施設も含まれているが、学校施設に係る計画となっている。学校施設については、細かい劣化状況の評価など、文部科学省が必要な項目としている、示している内容は、学校施設以外の部分とは、計画の項目が異なっている部分があることから、第 2 章として

作成させていただいている。

この第2章の62ページからの掲載になるが、学校施設の実態として、児童館1施設、幼稚園・保育所3施設、小学校2校、中学校2校、給食センター1施設と、それ以外の附帯施設も合わせて13の施設を対象施設として現況を記載させていただいている。

こちらの部分で63ページには児童生徒数、64ページにはクラスの数の動きを掲載しているところである。

69ページに参ると、これらの施設についての、先ほどのその他施設と同じであるが、施設ごとの整備の方針を記載している。その整備方針の後、76ページにおいて、69ページ、今記載のところをお話しさせていただいたが、69ページにある整備方針を実施した場合の財政効果シミュレーションというものをこちらで試算し、記載しているところである。こちらについては、先ほど同様に、一番右下に上の表と下の表の差額ということで削減額を算出し、記載している状況である。

以上、個別施設計画案に係る概要の説明とさせていただく。

続いて、公共施設等総合管理計画の改訂案である。公共施設等総合管理計画については、平成29年3月に策定を行い、先ほど御説明したが、個別施設計画の策定を踏まえ、令和3年度中に見直しをするよう国より要請があるものである。

こちらの1ページからの記載のほうになるが、背景や目的、計画期間については、先ほど御説明した個別施設計画と同様となっている。

こちら8ページからの記載であるが、本町における固定資産台帳による公共施設状況となっており、公共施設の状況として施設数319施設ということで、こちらのほうを記載している。

9ページのほうでは、老朽化の状況ということで、建築経過年数の表があり、築40年以上の公共施設が43.2%を占めているということになっている。

また、10ページでは、有形固定資産減価償却率、こちらは減価償却累計額と取得額から計算するのであるが、どの程度償却が進行しているかの指標として、こちらのほうが記載されており、令和2年度においては、76.5%となっており、本町公共施設等の老朽化が進んでいる状況となっていることが分かる。

こうした現状から、建築物の1人当たりの延床面積の縮減や延命措置の実施、または取壊しによる公共施設の最適配置の実現が今後の課題となっているところである。

次に、インフラ施設の状況についてであるが、こちらは15ページからの記載とさせていただいている。インフラ施設の状況については、道路、橋梁、上下水道については、個別施設計画に当たる長寿命化計画や経営戦略が既に別で策定済みとなっていることから、その計画を一部抜粋してこちらの中に記載しているという形になっている。

これらの状況を踏まえ、16ページからの記載になるが、施設の更新の基本方針として、改定前の計画と同様に、清水町の公共施設等の課題で3項目、公共施設等の修繕・更新への対応、人口減少・少子高齢化社会への対応、逼迫する財政状

況への対応、2として、公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、改定前は7項目であったが、それに1項目を追加し、8項目とし、(1)の点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、建物の耐震化に関する基本的な考え方、統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、追加項目としての8番であるが、ユニバーサルデザイン化の推進方針としているところである。

20 ページであるが、施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果についての記載となっている。

続いて26ページからになるが、26ページからは先ほど御説明した個別施設計画の学校分も含めた財政効果シミュレーションを、こちらのほうに記載している。

27ページ、道路について、28ページ、橋梁について、水道については15ページにあった先ほど御説明いたしましたものと同様に、各種計画の一部抜粋を掲載しているという形になっている。

以上、公共施設等の総合管理計画の改訂案の概要の説明とさせていただきます。今後、この2つの計画の案を基に、2月の広報誌等により、町民意見募集制度、パブリックコメントを実施する。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願います。

桜井議長：ただいまの執行側からの説明に対して、何か質疑があれば、お受けしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、次の議案に移る。臨時会の議案について、副町長、説明をお願いします。

副町長：私から、1月25日開会予定の臨時会についての内容について、概要について御説明申し上げます。

補正予算1件と行政報告1件を予定している。最初に補正予算から説明をしてまいります。予算に関する説明資料、今回の補正予算については、一般会計の補正予算(第12号)になる。予算に関する説明資料を御覧いただきたいと思う。

事業番号の01の事業シートから説明してまいります。事業番号1のシートについては、国の新型コロナウイルス対策として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付を行う事業の事業費追加である。住民税非課税世帯は1,650世帯を想定しているとともに、住民税の課税世帯であっても、コロナ禍の影響を受け、家計が急変している世帯で非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯165世帯を想定しているが、それに係る給付費と事務費を合わせ、1億8,548万1,000円の追加計上を行うものである。

続いて、裏面の事業番号02の事業シートを御覧いただきたい。牛乳消費拡大推進事業である。コロナ禍における生乳の消費低迷により、余剰生乳の消費拡大を図ることを目的に、JA十勝清水町農協、商工会、観光協会、町による牛乳消費拡大推進連絡協議会を設置し、消費拡大に対する事業経費154万円の追加を行う

ものである。

この2点のほかに、事業シートはないが、いきいきふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税である。昨年12月の定例会で9,000万円の歳入の追加補正をさせていただいたところであるが、ふるさと納税の収入額が順調に増えており、今回新たに5,000万円の歳入の追加をするものである。それに伴う返礼品等に係る歳出経費について、予算計上を行うものである。これにより、ふるさと納税総額については3億3,000万円の収入を見込んでいる。

以上3点が臨時会の補正予算の内容である。

次に、行政報告である。皆様に行政報告、お配りしている。内容としては、除雪作業中に物損事故が1件発生した、その報告をさせていただく。除雪作業中に誤って北電の電柱1本を破損させたことから、損害賠償額について、現在、算定中である。また、除雪車両、これは町が貸与している車両であるが、修繕料の算定中である。後日、補正予算等の議案を提出させていただくが、今回、物損事故のみで、運転手等人身に係る被害はない。

以上が臨時会の提案予定内容等になっている。よろしくお申し上げる。

桜井議長：ただいま副町長のほうから説明があった臨時会の提出議案、そして行政報告について、お話があったが、何かこれについて特に質疑があれば、お受けしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、次の項目に移らせていただく。新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）について、説明員を入れ替える。
ちょっと休憩する。

【休憩 9：58】

【再開 9：59】

桜井議長：再開する。

それでは、3回目のコロナワクチンの追加接種について、保健福祉課のほうから説明をいただく。よろしくお願ひする。

保健福祉課長：保健福祉課、佐藤である。よろしくお願ひする。

それでは、新型コロナウイルスワクチン追加接種、3回目接種について、資料に基づいて説明させていただく。

表紙をめくっていただき、次の資料「新型コロナウイルスワクチン接種情報、追加接種（3回目接種）」についての資料である。この内容については、広報しみず1月号に掲載した内容である。ただ、この原稿を提出、作成後、国のほうで方針の変更等もあるので、併せて説明をさせていただく。

まず、国の新型コロナウイルスワクチン接種追加方針のところである。対象者については、当初は2回目接種を終了した人のうち、おおむね8か月以上経過した人、年齢については18歳以上の方を対象者としていたところであるが、まず12

月に1度前倒しの方針が示され、医療従事者、それから高齢者施設の入所者については6か月以上、それから65歳以上の高齢者については7か月以上という、一度前倒しが行われた。その後、年が明け、今月に入り、65歳以上の高齢者についても6か月以上、それから64歳以下の一般の方については7か月以上ということで、国のほうから2度にわたって前倒しの方針が示されているところである。

接種の回数の部分であるが、追加接種については1回の接種でということになっている。

それから、使用するワクチンについては、ファイザー社製ワクチン、または武田モデルナ社製ワクチンということで、今現在は2種類のワクチンということになっている。清水町の接種においても、ファイザー社製のワクチン、それから武田モデルナ社製のワクチン、大体半分ぐらいずつ使うようになるのではないかなというふうに思っているけれども、両方のワクチンを使って接種をしていくことになる。

それで、接種に当たっては、接種券一体型予診票を町のほうから対象者のほうに送って接種を受けていただくことになるが、1、2回目の初回接種のときには、年代ごとに接種券を送っていたが、3回目の追加接種については、2回目接種の終了時期から順番に接種券一体型予診票を送っていくということになる。既に、昨日、1月19日に一般の高齢者向けの接種券の送付を開始したところである。予約が集中しないように、なるべく小分けにして接種券を今後も送っていきたいと考えている。

それから、次のワクチン追加接種の会場である。追加接種においても、初回の接種と同じように、原則、住民票所在地の接種会場で接種をすることになる。集団接種については、行政報告でもお話ししたが、保健福祉センターを会場に、清水赤十字病院の協力を受けながら接種を行う。

接種の日に関については、集団接種は日曜日に接種を予定している。それから、個別接種については、これは初回接種と同様、前田クリニック、だい内科医院、御影診療所の3医療機関で個別接種を行い、接種する日に関については、月曜日から金曜日、一部医療機関については土曜日も対応を行うということになっている。

それから、その下の追加接種（3回目）の相談予約の部分である。既に相談予約窓口となる予約センターについては、開設をしているので、接種券が届き次第、インターネット、または電話での予約が可能になるということである。予約センターについては、町から業者のほうに委託をしている。ただ、委託業者については、1、2回目の初回接種とは違う業者に委託しているので、電話番号だとか、それからアドレス等も初回接種とは異なることになっている。

あと次、スケジュール的な部分である。今年の12月から追加接種始まっているが、清水町においても、12月上旬から、清水赤十字病院の職員の方を対象に追加接種、開始している。12月末には、その他の医療機関、それから高齢者施設の接種も開始し、年が明けて1月、今現在も医療従事者、それから高齢者施設の入所者等の接種を行っているところである。

一般の方の接種がいつからになるのかという部分であるが、資料3枚目に、追加接種予約枠設定表という表を添付している。この表が一般の方の2月中の、今予定している予約を受ける数である。開始日については、2月1日から個別接種、だい内科医院と御影診療所で開始したいと思う。

それから、集団接種については日曜日ということで、2月6日から行っていく。前田クリニックについては、個別接種、2月7日からの開始ということになる。今予定している2月1月の接種数については1,845回の接種を予定しているが、実際、接種を開始して、またこの辺の数については変更もあるかもしれない。接種の状況によって考えていきたいと思う。3月以降についても、大体一月2,000接種をめどに追加接種を進めていきたいと考えている。

説明は以上である。

桜井議長：ただいまの説明において、何か特に質疑があれば、お受けしたいと思うが、ないか。12番、高橋政悦議員。

高橋議員：ワクチンであるが、2種類あるが、この選択権というのは、接種される側にあるのか、する側にあるのか、その辺教えていただけるか。

桜井議長：お願いする。

保健福祉課長：ワクチンの選択の部分であるが、今現在、追加接種用として清水町のほうに届いているワクチンというのは、ファイザー社製のワクチンしか届いていない。医療従事者と高齢者施設の入所者については、もう既に開始しているが、ファイザーのワクチンを使って、今行っている。

1月の25日に、今度はモデルナのワクチンが届くので、2月1日からの一般の方を対象にした追加接種については、当面はモデルナのワクチンを使って接種していくことになる。その後、また、モデルナとファイザーの清水町に届けられるワクチンの数というのが、その後、示されてくると思うので、ワクチン供給を受けた中で、予約枠との関係もあるので、なかなか同時期に2つの、ファイザーとモデルナのワクチン、設定するという事は、今後、ちょっと分からないが、現状、一般の方のスタートとしては、モデルナのワクチンでスタートしたいと考えている。どうしてもファイザーを打ちたいという方は、ちょっと待っていただくことになるかもしれない。

桜井議長：高橋政悦議員。

高橋議員：つまり、接種される側にとっては、時期が限定されるとすれば、選択権はないということだろうし、それというのは予約、ネット予約なり何なりのときに、どのワクチンだよということは告知されるということではないか。

保健福祉課長：予約システムのところにワクチンの表示をしていく。

桜井議長：よろしいか。ほかにないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、以上で、町長の申出事項の項目、3項目については、これで終わらせていただく。

執行側については、退席いただく。(中断)

【休憩 9 : 5 8】

【再開 9 : 5 9】

桜井議長：再開する。

(2) 町長からの申し出事項について

- ・ 議会費に係る新年度予算について
- ・ 令和3年度人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて

桜井議長：次に、(2) 議会運営委員会からの報告事項について、2件ある。

まず、議会費に係る新年度予算について、また、令和3年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて、委員長のほうから説明、報告をいただく。よろしくお願ひする。

中島委員：それでは、議件に沿っていきたいと思う。

まず1点目の、議会費に係る新年度予算についてであるが、道外の市町村行政調査の令和4年度予算についての協議、総務産業常任委員会は実施を見送り、厚生文教常任委員会は予算化を図るとの委員会の判断に基づき、道外行政視察の予算要求は厚生文教常任委員会分のみとし、総務産業常任委員会分は、例年どおり道内行政視察の予算要求としている。事務局で、副町長の予算査定を受けて、この中で、委員会ごとの対応の違いについて、総務産業、厚生文教の両委員会の統一を図ることは可能か確認を求められ、議会運営委員会で協議した結果、各常任委員会の決定をそのまま尊重して予算化するという事で確認をした。

この予算に係る2点目としては、清水町議会研修要綱に基づく研修については、昨年実施できなかったが、今年度については9名分を計上する見通しを確認したとのことである。

以上、議運から新年度予算に対しての報告をさせていただいた。

桜井議長：それでは、今、委員長のほうから報告があったように、議会費に係る新年度予算について、このような形で進めるという報告があったが、こういう形の中で行うということによろしいか。

(はいという声あり)

桜井議長：それでは、再度、令和3年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて、議会運営委員長のほうから説明をいただく。

中島議員：2点目の人事院に関わる勧告についてのことで説明したいと思う。

令和3年人事院勧告が8月10日に出され、令和3年度から期末手当について、現行4.45か月を4.30か月に改正する内容。資料については、お手元にあると思う。参照して見ていただきたいと思う。議会活性化特別委員会調査報告では、人事院勧告に準じた支給日数に改めることとしている。また、この支給については、現在、6月、1.4月、12月、3.05月としているが、職員手当、管内議員報酬の多

くが6月と12月を同月数としていることから、勧告どおり、6月、2.15月、12月、2.15月に改める方針を確認した。実施年度については、勧告どおり令和3年度とする場合は、減額0.15か月分を令和4年6月支給時に調整することとなると思う。実施年度については、管内状況を確認し、検討することとしている。条例改正は、職員給与条例の改正に合わせて提案を予定していきたいと思っている。

以上、報告とさせていただきます。

桜井議長：ただいま委員長の報告のとおり、期末手当の取扱いについてであるが、このような形の中で進めることでよろしいか。

(はいという声あり)

桜井議長：それでは、こういう形の中で進めさせていただきます。

これで議会運営委員会からの報告事項については、終わらせていただく。

(3) その他

桜井議長：次に、その他であるが、委員の皆さんから何かあれば、御提案願う。ないか。

8番、口田邦男議員。

口田議員：私事であるが、昨年の暮れ以来長期にわたり、議会のほうを欠席させていただいた。皆さんに大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいというふうに思っている。

また、議員会よりお見舞いを頂戴した。大変皆さん、申しわけない。何とか復帰いたしたので、今後とも御指導のほどよろしくお願ひしたい。どうもありがとうございました。

桜井議長：ほかにないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、事務局。

事務局長：事務局から今後の日程について、若干御説明をさせていただきます。

明日、1月21日午前10時より総務産業常任委員会の所管事務調査を予定している。それから、25日については午前10時から、先ほど御説明のあった議案に基づく臨時議会を開会の予定をしている。この議会の終了後、広報広聴常任委員会並びに議会運営委員会を開催する予定であるので、よろしくお願ひする。

なお、この会議終了後に議員会の役員会を開催したいと思うので、あわせてよろしくお願ひする。

事務局からは以上である。

桜井議長：今、事務局のほうから今後の日程について報告があったので、よろしくお願ひする。

それでは、これで全員協議会を終わらせていただく。御苦労さまであった。

【閉会 10:18】